

協議第22号

保健・医療事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-7 保健・医療事業の取扱い
<p>1 健康増進計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 保健事業の各制度については、次の区分により調整する。なお、利用料等の住民負担については、適正な料金のあり方等について調整する。</p> <p style="padding-left: 40px;">現行のとおり新町に引き継ぐもの</p> <p style="padding-left: 40px;">合併時に統合するもの</p> <p style="padding-left: 40px;">合併時に再編するもの</p> <p style="padding-left: 40px;">新町において再編するもの</p> <p>3 診療所及び歯科診療所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>4 老人医療費助成事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>5 <u>重度心身障害者医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業及び乳幼児医療費助成事業</u>については、幕別町の例により、<u>平成18年10月1日</u>に統合する。</p>	

「協議第22号 保健・医療事業の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	22-7 保健・医療事業の取扱い	
調整の内容	決定済	再提案
	1～4 略 5 重度心身障害者医療費助成事業及びひとり親家庭等医療費助成事業については、幕別町及び更別村の例により、合併時に統合する。 6 乳幼児医療費助成事業については、幕別町の例により、合併時に統合する。	1～4 略 5 重度心身障害者医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業及び乳幼児医療費助成事業については、幕別町の例により、平成18年10月1日に統合する。

52

区分	現況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
健康診査 成人歯科健康診査	・対象者 20歳以上及び妊婦 ・委託先 町内10歯科医院 ・個人負担 600円 ただし、70歳以上300円 （生活保護世帯は無料）	該当なし	新町の事業として、合併時に再編する。	幕別町の例により、合併時に再編する。

区 分		現 況		調整の具体的内容	
		幕別町	忠類村	決定済	再提案
予 防 接 種	三種混合	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 生後3～90カ月の乳幼児 ・実施方法 集団接種 ・実施月 7、8、9、1、2、3月(各月2回) ・会場 札内福祉センター、幕別町保健福祉センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 生後3～90カ月の乳幼児 ・実施方法 集団接種 ・実施月 1～6月(各月1回) ・会場 忠類診療所 	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 <u>ただし、実施方法については、新町において調整する。</u></p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
	風しん	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 生後12～90カ月の乳幼児 ・実施方法 個別接種 ・実施月 4～3月(通年) ・会場 町内8医療機関 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 生後12～90カ月の乳幼児 ・実施方法 集団接種 ・実施月 11月(1回) ・会場 忠類診療所 	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 <u>ただし、実施方法については、新町において調整する。</u></p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
	学童二種混合	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 小学6年生 ・実施方法 集団接種 ・実施月 7～8月 ・会場 札内福祉センター、幕別町保健福祉センター、各へき地診療所 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 小学6年生 ・実施方法 集団接種 ・実施月 10月 ・会場 忠類小学校 	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 <u>ただし、実施方法については、新町において調整する。</u></p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
心のデイケア		該当なし	該当なし	<p><u>新町の事業として、合併時に再編する。</u></p>	(削除)

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
重度心身障害者医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 次の 又は に該当する者で、本人及び本人の生計維持者が所得要件を満たすもの。 身体障害者手帳1級、2級、3級（内部障害に限る）の者 療育手帳A判定などの重度の知的障害者 ただし、老人医療受給対象者等（自己負担割合が1割の者に限る）で市町村民税課税世帯に属する者は助成対象外 ・助成対象となる医療費 対象者の疾病等に係る医療保険による医療に要する費用の額から医療保険による給付の額等を控除した額 ・自己負担額 対象者が3歳未満及び市町村民税非課税世帯に属する場合～初診時一部負担金、入院時の食事の標準負担額等 対象者（3歳未満を除く）が市町村民税課税世帯に属する場合～医療に要する費用の額の1割相当額（月額上限あり）、入院時の食事の標準負担額等 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 幕別町と同一 ・助成対象となる医療費 幕別町と同一 ・自己負担額 対象者が3歳未満及び市町村民税非課税世帯に属する場合～入院時の食事の標準負担額等 幕別町と同一 	幕別町 及び 更別村 の例により、合併時に統合する。	幕別町の例により、平成18年10月1日に統合する。

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
ひとり親家庭等医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 ひとり親家庭等の母又は父及び児童（20歳に達した日の属する月の末日までに限る）で、母又は父及び母（父）の生計維持者が所得要件を満たすもの。 ・助成対象となる医療費 対象者の疾病等に係る医療保険による医療に要する費用の額から医療保険による給付の額等を控除した額。ただし、母又は父は、入院及び訪問看護に限る。 ・自己負担額 対象者が3歳未満及び市町村民税非課税世帯に属する場合～初診時一部負担金、入院時の食事の標準負担額等 対象者（3歳未満を除く）が市町村民税課税世帯に属する場合～医療に要する費用の額の1割相当額（月額上限あり）、入院時の食事の標準負担額等 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 幕別町と同一 ・助成対象となる医療費 幕別町と同一 ・自己負担額 対象者が3歳未満及び市町村民税非課税世帯に属する場合～入院時の食事の標準負担額等 幕別町と同一 	幕別町及び更別村の例により、合併時に統合する。	幕別町の例により、平成18年10月1日に統合する。

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
乳幼児医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの乳幼児。ただし、平成13年4月1日以降に出生した者は、生計維持者が所得要件を満たすものに限る。 ・助成対象となる医療費 対象者の疾病等に係る医療保険による医療に要する費用の額から医療保険による給付の額等を控除した額 ・自己負担額 対象者が3歳未満及び市町村民税非課税世帯に属する場合～入院時の食事の標準負担額等 対象者（3歳未満を除く）が市町村民税課税世帯に属する場合～医療に要する費用の額の1割相当額（月額上限あり） 入院時の食事の標準負担額等 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 幕別町と同一 ・助成対象となる医療費 幕別町と同一 ・自己負担額 幕別町と同一 <p>対象者（3歳未満を除く）が市町村民税課税世帯に属する場合～入院時の食事の標準負担額等</p>	幕別町の例により、 合併時に統合する。	幕別町の例により、 平成18年10月1日に 統合する。